

国土交通省 北海道開発局旭川開発建設部
治水課内 天塩川流域委員会事務局御中

天塩川水系河川整備計画の策定にあたり、天塩川流域環境に関心の深い 14 団体より、別紙の通り天塩川流域委員会に対し、「第 18 回天塩川流域委員会への申し入れ」をいたします。

つきましては、速やかに天塩川流域委員へこの申し入れ書を配布いただき、委員各位にはご一読いただいた上で、第 18 回天塩川流域委員会でのご検討をお取り計らい下さるようお願い申し上げます。（委員会の直前になってしまいましたが、27 日午前中に着くように郵送しますので、ぜひ 27 日中に対処方よろしくお願い致します）

尚、第 18 回天塩川流域委員会において、傍聴者にも配布されず資料（天塩川流域委員会に寄せられたご意見）にこの申し入れ書を掲載いただきたく、ご対応のほど重ね重ねお願い申し上げます。

記

1. 第 18 回天塩川流域委員会への申し入れ書 7 頁
2. 添付資料 第 17 回天塩川流域委員会への申し入れ書 (H18.9.25 付け)
資料 1. 名寄川の流下能力図
資料 2. 2006.10 浸水被害の状況
3. 清水康行委員長への申し入れ書 2 頁

以上

2006 年 10 月 26 日

サンルダム建設を考える集い
下川自然を考える会
名寄サンルダムを考える会
北海道の森と川を語る会
大雪と石狩の自然を守る会
旭川・森と川ネット 21
環境ネットワーク旭川・地球村
遊楽部川の自然を守る会
北海道自然文化ネットワーク
サンル川を守る会
北海道自然保護連合
市民森づくりクラブ
社団法人 北海道スポーツフィッシング協会
社団法人 北海道自然保護協会

第 18 回天塩川流域委員会への意見書

第 17 回流域委員会では、名寄川の現在の堤防にどれだけの流下能力があるのかという重要な問題点が議論されました。しかし、開発局や委員の見解が食い違ったまま、時間切れで終了しました。この問題は、サンルダムが名寄川の治水に不可欠なのかという重要な論点であり、検討に必要な資料をすべて流域委員会に提出させたうえで、十分に時間をかけて検討すべき問題です。

【重要項目 1】

●想定洪水でも名寄川は溢れない

堤防規模は十分。重要なのは内水対策（資料 1）

北海道開発局は、サンルダムの建設根拠として、河川整備計画案で想定される洪水が発生した場合には、天塩川、名寄川の流下能力が不足し、水害が発生するとしています。しかし私たちは、以前より、天塩川支流のさらに支流サンル川に建設されるサンルダムが、天塩川本流の治水にはほとんど効果がないことを指摘してきました。

今回は、北海道開発局が作成した真敷別観測所の水位・流量、同地点の河川横断面資料より、整備目標流量時（1500 m³/s）、および同流量をサンルダムで調節した後の流量（1200 m³/s）における、名寄川各地点での河川水位を推算しました。この検討により、名寄川に治水計画で想定する洪水が生じたとしても、名寄川のほとんどすべての区間では、堤防の天端から 2～3m の余裕をもって流れることがわかりました。

この巨大な堤防を越えて、洪水が周囲に溢れ出すことは常識的にはありえず、また、国の基準を大幅に上回るものです。したがって、サンルダムの建設根拠である、「名寄川が流下能力の不足によって危険である」という開発局の説明は、事実を踏まえているといえません。名寄川中下流のほぼ全区間では、すでに充分ないし過剰な規模の堤防が完成しています。

サンルダムの根拠である、名寄川の流下能力不足による水害は、整備目標の洪水では現実にはありえないものです。名寄川の流域の治水には、無駄なサンルダム建設に長い時間と巨額の税金を費やし貴重な自然環境を破壊するのではなく、今なお残る無堤区間への対処、そして流域で日常的に繰り返される内水氾濫への対策こそが重要といえるでしょう。

【重要項目 2】

●名寄川の浸水被害は内水氾濫

流域委員会による現地視察と詳細な検討が必要（添付資料 2）

本年 5 月の融雪出水、また 10 月の大雨では、名寄川流域の一部で浸水被害が生じています（別添資料 2）。これらの浸水は、排水路等の小河川があふれた内水氾濫によるものであり、小規模排水ポンプ場の設置等の適切な対策により、大きく軽減させることが可能です。また仮にサンプダムを建設したとしても、整備計画案で想定する大雨洪水が生じた場合には、より大規模な浸水被害をまぬがれることはできません。

流域委員会は、現実の被害実態や原因を正確に把握し、対策を検討することが必要です。委員全員による被災地の視察、降雨量・河川水位・周辺地形等の必要なデータの検討、そして住民や調査者からの意見聴取を行い、再発防止のための科学的な検討を行う必要があります。

流域の水害対策は、流域委員会の重要な審議事項です。これを軽視するならば、委員会の存在目的自体が問われることとなります。

未検討の論点整理

議論の経緯をふまえず結論を急ぐ清水委員長の姿勢には、大きな疑問があります。開発局の示す「第 16 回委員会までに出された天塩川河川整備計画に関する意見」（以下「意見」とします）は、今までに出された意見を書き出しているだけで、論議の整理がなされていないと考えます。今後、委員会では論点が整理されることと存じますが、まず、これまでの疑問に答えることが必要です。

私たちは、今まで多くの疑問点を申し入れてきましたが、いまだに回答がない問題が多々あります。今回はこれらに加え、新しい問題も含めて申し入れを行います。論点整理進むにあたり必ずご回答いただくよう申し入れ致します。

万が一ご回答のない場合には、住民等の意見を聴取するという流域委員会の任務に照らして、流域委員会が私たちの意見を聞く場を設定するか開発局が私たちと直接話し合いを行うことを要求することとします。

1. 治水に関する意見

1.1 名寄川の目標流量が高すぎるという疑問が検討されていません

昭和 56 年 8 月水害時の菅平の戦後最大の流量 4400m³/s を目標流量として定められました。

名寄川の目標流量は、シミュレーションにより想定された被害額がもつとも大きいという理由で、昭和 48 年 8 月からの推定値 1500 m³/s を目標流量としています。しかし、シミュレーションは様々な仮定に基づく試算であり、その計算条件が何も示されていません。私たちは被害額の推定にも納得できませんし、それを根拠にした目標流量の設定に疑問を感じます。

菅平における流域面積は 4029km²、名寄大橋のそれは 1719 km²、真敷別のそれは 695 km²です。菅平の目標流量 4400m³/s を基準として流域面積比の流量を求めますと、名寄大橋の流量は 1877 m³/s、真敷別のそれは 759 m³/s になります。整備計画で定めた目標流量は名寄大橋では 1.07 倍でほぼ流域面積比を反映していますが、真敷別の目標流量は 1.98 倍となり流域面積比でほぼ 2 倍にもなります。

菅平の目標流量を戦後最大の流量から決定されたのですから、真敷別や名寄大橋、またその他の点においても戦後最大の流量を目標流量とすべきではないでしょうか。そうすると、真敷別は約 1115m³/s(S48.8)、名寄大橋は岩尾内ダムの洪水調節機能 200m³/s を加味して 2089m³/s(S56.8) と考えられます。このたびの、10月7-9日の低気圧に伴うサンル川流域の降雨は計画降雨量に匹敵するものでした。したがって、このときのサンル川流量(約 350m³/s)がサンル川の目標流量とすべきです。

1.2 洪水による浸水域の基準とされた昭和 48 年 8 月洪水の実績が明らかにされていません。

第 17 回委員会で名寄川における昭和 48 年 8 月洪水による名寄市周辺の内水と外水氾濫の実績を示していただきましたが、図を見る限り昭和 48 年 8 月洪水実績では名寄川域ではほとんど内水氾濫です(治水 38-1-16 および 15-1)。一方、昭和 48 年 8 月降雨パターンで目標流量が流れた場合に想定される浸水区域(38-1-13、38-1-14)では名寄市の多くが浸水域となっています。この名寄市の想定浸水区域の氾濫は内水氾濫によるのではないのでしょうか。昭和 48 年 8 月実績の詳しい外水と内水氾濫域および想定浸水区域を想定した時の氾濫場所を示したうえでの検討が必要です。

1.3 過去の水害について内水氾濫域を正確に示し、その対策を検討すべきです。

流域委員会では外水氾濫だけについて不十分な論議がされてきましたが、今回の大雨でも明らかのように、地域住民にとっては切実なのは、むしろ内水氾濫です。名寄川以外の地域についても過去の内水氾濫についての正確な情報を示し、その対策を検討すべきです。

1.4 (未回答) 開発局が想定している洪水に関して、氾濫域および情報伝達手段について住民説明を求めます(「第 17 回天塩川流域委員会への申し入れ」治水 1.2 をご参照)

1.5 農地を含まない私たちの遊水地案をきちんと検討すべきです。

遊水地について資料—5(第 17 回委員会)では「遊水地案は名寄川域の洪水防御対象区域内のほとんどの農地をつぶさなければならず、地域経済に与える影響が大きく、現実的でない」と記述しています。また委員会では多くの委員から遊水地案では優良農地がつぶされるので問題であ

るという意見が出されました。しかし、「優良農地をつぶす遊水地案」を作成したのは開発局であり、冊子グループではありません。私どもは、農地を含まない遊水地案（冊子提案参照のこと）を提案しています。冊子グループが提案してきた「優良農地をつぶさない遊水地案・旧川を最大限に利用した遊水地案」の有効性はまったく検討されていません。水質浄化問題とあわせ、検討すべきです。

2 利水に関する意見

（正常流量の確保）

2.1 （未回答）名寄川流域の灌漑用水の実態をまず明らかにすることを求めます（利水の1.参照）

2.2 （未回答）サクラマスが減少していないのに真敷別地点の正常流量が維持されていないという説明は納得できません（利水の4参照）

（水道用水）

2.3 （未回答）名寄市の水道水はなぜサンルダムに依存しなければならないのか説明を求めます（利水の2.参照）

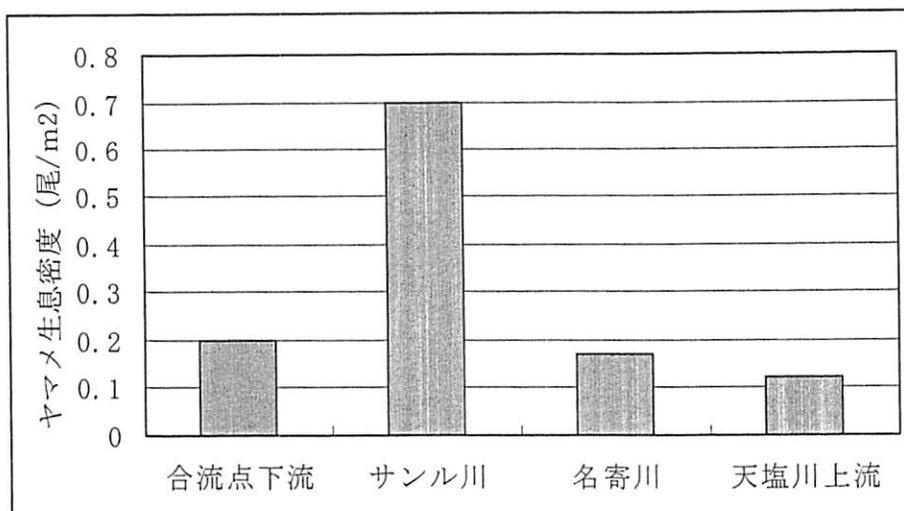
2.4 （未回答）名寄川の水質悪化の実態（データ）と原因を明らかにするよう求めます（利水の3.参照）

3 環境に関する意見

（サクラマスをはじめとする魚類）

3.1 サンル川におけるヤマメ密度がなぜ高いのかについて検討すべきです

開発局の平成17年と18年6月調査のヤマメ生息密度の平均値を見ると、天塩川水系ではサンル川で圧倒的にヤマメが多い。サンルダム建設計画があるならば、環境影響評価のためにサンル川でヤマメが極めて多いことについての原因解明が必要です。

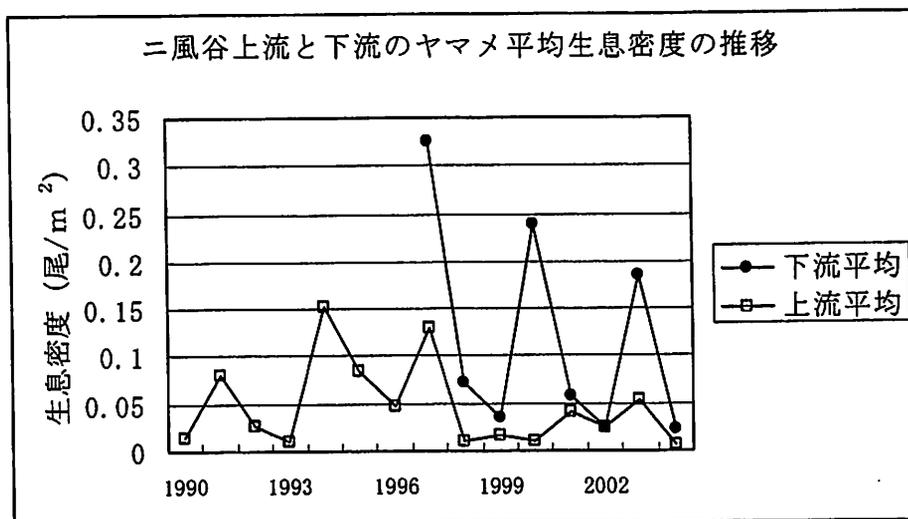


3.2 (未回答) サンプルダムの水の滞留時間は長いので、サクラマスモルトは降下できない危険性が高いという指摘への回答を求めます (環境の 1.参照)

3.3 (未回答) サンプルダムによる日本海のサクラマス資源への影響についての回答を求めます (環境の 2.参照)

3.4 二風谷ダム上流ヤマメはダム建設後減少した可能性が高い

開発局は沙流川の二風谷ダムがサクラマス資源に影響を与えていないと述べています。しかし、資料から二風谷ダム上流各調査点の生息密度の平均値を調べてみると、1) 明らかにダム建設後ヤマメ生息密度は減少していて、2) ダム下流部の生息密度は生息密度が減少していないことに加えて 3 年周期が見られるのに、上流部では 3 年周期も見られていません。このことは、二風谷ダム上流部にサクラマスが十分に遡上していない可能性を示唆しています。上流部では平取町によるヤマメ当歳魚放流 (1996~2003 年の間、2.1 万~10.2 万尾) およびダム湖におけるモルト放流 (1997 年以降約 1 万尾) が行われています。このように多数の放流が行われているにもかかわらず二風谷ダム上流のヤマメは少ないまま経過しています。なお、現在の二風谷ダム上流におけるヤマメ生息密度は約 0.05 尾/m²ですが、サンプル川のそれは先の図に示したように 0.7 尾/m²なので、二風谷上流のヤマメ生息密度はサンプル川のその 1/10 以下です。



(漁業)

3.5 天塩川河口域漁業に対する影響について検討すべきです

漁民からサクラマス資源やシジミ資源に対する懸念が表明されていますが、この問題について何ら検討されていないので、検討すべきです。

(水質)

3.6 岩尾内ダム下流域における濁りの長期化

私たちは冊子 (p 61~63) において、岩尾内ダム下流域で濁りが長期化することを述べました。

同様なことがサンルダムを建設した場合にも生じる可能性が高い。この点の検討がなされていないので、検討していただきたい。

3.7 天塩川中・下流域の水底質改善

水質改善には、天塩川流域での農業・酪農・産業による汚染物質の排出削減、適切な処理の実施が必要です。流域委員会ではこれまで、一度もこれらの対策について検討していません。水質改善は生息する生物に必要であるとともに、観光にも重要です。この問題の検討をお願いします。

(親水活動、環境教育)

3.8 子供の環境教育や観光のためにはできるだけ河川環境を変えない

「意見」では「環境教育」、「観光」などについて触れています。例えば、「可能な限り昔の姿に、例えば浅瀬があって子供達が足を入れて遊べるようなことに配慮してほしい」と述べられています。これらを実現するためには、河川が昔からの姿を維持することが必要です。毎年9月にサンル川では、地元自然愛好家がサクラマスの産卵シーンの観察会を行って参加者に感動を与えています。このような観察会をさらに幅ひろく実施することは子供達にとって重要な環境教育の場を提供することになります。

4 治水・利水と環境のバランスに関する意見

4.1 それぞれの問題点が明らかになった時点で検討すべきですが、まだ問題点が多数残っていますので、バランス論議は時期尚早です

すでに述べたように、治水、利水および環境に関して明らかにされていない疑問点が多数残っています。このような中でバランスを論じる事は意味がなく、時期尚早です。

4.2 具体的に論じることが必要です

バランスという、治水、利水および環境でお互いにどれだけ譲り合うかという議論となっています。しかし、国土交通省の河道計画の策定手順によれば、「河川構造物の配置にあたっては、……いたずらに構造物に頼ることなく、所要の機能を必要最小限の範囲で施設の新設や既施設の改善で発揮させる方策を検討し、良好な河川環境の整備・保全等を十分に考慮した措置を講ずるようにする」と述べられている。実際に審議にあたっては地域の具体的問題点を解決する視点から論じることが必要です。治水ならばもっとも水害に見舞われることが予測されている地域をどうするのか、その地域の住民の意見を十分聞くことがまず必要です。利水ならば具体的にどの場所でもっとも困難な状況なのかやはり地域の住民の意見が示されなければなりません。サクラマスなど河川を遡上や下降する生物については流域全体の意見が必要です。このような視点で論議されてこなかった点を反省点として現場主義にたった具体的な論議をしていただきたい。

5. その他

添付資料・・・第17回天塩川流域委員会への申し入れ(H18.9.25付け)

第 17 回天塩川流域委員会への申し入れ

第 16 回委員会で、私どもの申し入れ事項について開発局からある程度の回答が出されました。これらの回答および委員会で論議された点について、改めて下記のように申し入れを致します。これらに対し、第 17 回天塩川流域委員会で開発局の考えを示していただくとともに、委員会で積極的に論議がされるよう、お取り計らい下さるようお願い申し上げます。

治水

1. 予測氾濫域を公開し、それについて住民説明を求めます

1.1 開発局が想定している洪水に関する資料の公開を求めます・・・昭和 48 年 8 月などの洪水時の浸水家屋実績と開発局の推測値（第 14 回委員会；資料 5）の違いに対する質問について、開発局からは十分な説明がなく、専門委員から被害額が最大になるように計算するという説明がありました。これらの説明に質問した委員は納得せず資料を求め、次回委員会で開発局から資料にもとづき説明が行われることになったと理解しています。

私どもはこれと関連して、第 16 回委員会資料-2（追加資料 13）の 12～19 ページに示された「整備計画で目標としている戦後最大規模の洪水により想定される浸水区域」が、前述の資料 5 において 6300 億円の被害額を想定した浸水域であるかどうかお尋ねしたい。改めて、前述の資料 5 において開発局が 6300 億円の被害額を想定したときの雨量、流量、破堤位置、氾濫域およびこれらを想定した方法について明らかにすることを求めます。

1.2 開発局が想定している洪水に関して、氾濫域および情報伝達手段について住民説明を求めます・・・前回私たちが提出した申し入れに述べたように、開発局が実施した住民アンケートでは「ある程度安全と思う」人の割合が 89%にのぼっています。開発局が洪水の起きる危険性が高いと考えているならば、洪水により水害が発生すると想定している地域を明らかにして、住民に説明するのが開発局の責務です。また、住民説明会においては、想定される氾濫域に加えて、防災用情報伝達手段についての開発局の考え方も示していただきたい。

天塩川流域ではハザードマップが配布されていると聞いていますが、ハザードマップが必要になるような事態が生じる時、避難命令などの情報を伝達する手段が整備されていなければ、ハザードマップの価値がなくなってしまいます。私たちは、天塩川流域の世帯には避難命令などの情報を伝達する手段が完備されていると言いがたい状況にあると考えています。ハザードマップを無駄にしないためにも情報伝達手段の完備が望まれています。

2. 目標流量洪水時に名寄川流域の氾濫域を、その根拠とともに示すことを求めます

開発局が示してきた洪水時の流量－水位曲線（Q-H 図）を目標流量（1500m/s）まで引き伸ばした水位は約 107mであり、一方天塩川資料集に描かれている真敷別の河川横断面図に示されて

いる堤防最上部の高さは約 109mです。従って、目標流量が流れても真敷別では洪水にならないのではないかとこの質問に対して、開発局からの説明は目標流量の求め方を述べるだけでこの質問に答えませんでした。専門委員からは目標流量が堤防を越えなくても、堤防が痩せているため水害が生じるとの説明がなされました。質問した委員はこれに納得せずに資料請求を行いました。

私どもは、開発局が、名寄川流域の多くの点で目標流量が流れると洪水になるという開発局の説明に疑問を感じています。質問した委員が述べたように堤防が不完全ならば完全なものにすれば良いと考えられますが、真敷別地点の堤防は完成堤防です（第 2 回天塩川流域委員会資料）。従って、目標流量が流れた時、名寄川流域でどこが洪水・水害が生じるのかを、その根拠とともに示していただきたい。

3. 農地を犠牲にする遊水地は開発局が示した案であることを明らかにしてもらいたい

第 16 回委員会では、農地を犠牲にする遊水地案を誰が提案しているのか明らかにしないまま「遊水地によって農地が失われるのは重大である」との趣旨の発言が相次ぎました。また、サンルダム建設推進団体が 9 月 9 日に名寄市市民文化センターで開催した集会では、農民の方から「中名寄の農地が遊水地案の対象となっていて、賛成できない」という趣旨の発言がありました。

第 16 回委員会で提出された資料—2（追加資料その 13）の 25～26 頁に遊水地位置図（治水 45-3）が示されています。これを見ると名寄川流域で「寄せられた意見の中で提案された遊水地」（私どもが冊子で提案したものはサンルダム計画地だけです。一方「開発局で検討した遊水地位置」はサンル川合流点から天塩川合流点の間の名寄川左岸全体です。明らかに中名寄の農地を犠牲にする遊水池案は開発局が検討したものです。第 17 回委員会で開発局は、中名寄を含む農地を犠牲にする遊水地案を考えたのは冊子グループではなく開発局であることを明らかにしていただきたい。

利-4

1. 名寄川流域の灌漑用水の実態をまず明らかにすることを求めます

サンルダムには灌漑用水の取水権は設定されていません。また流域委員会で名寄川流域における灌漑用水が不足している実態も具体的に報告されていません。実際に現在どの程度灌漑用水が不足しているのかを明らかにすることをまず示していただきたい。それに基づいてどのようにして現在の取水権を担保するのがよいのか論議すべきです。

2. 名寄市の水道水はなぜサンルダムに依存しなければならないのか説明を求めます

名寄市の水道水のうち現在名寄川真敷別頭首工からの取水量は 0.13m³/s です。今後さらに必要な水量は 1510m³/日であり、それを換算すると 0.0175m³/s となります。この追加水量は真敷別における 10 年に一度の濁水水量 2.58m³/s のわずか 0.68%の量です。なぜ名寄市は真敷別頭首工からの取水をわずかに増やすことをしないのでしょうか。どうしてもダムでなければならない理由の説明を求めます。

3. 名寄川の水質悪化の実態（データ）と原因を明らかにするよう求めます

第16回委員会で、名寄川の水質が悪化していて処理場における水質浄化の費用がかさむので、名寄市の水道用水としてサンルダムを求めるといふ声で紹介されました。2006年3月31日名寄新聞は、「下川環境白書によれば、大腸菌群は基準を大幅に超えていること、その原因のひとつは畜産廃棄物の流入と考えられる」と報道しています。開発局は大腸菌群の基準が越えていることおよびその原因をどのように把握して、どのように改善しようとしているのか明らかにしていただきたい。開発局が、実態、原因および対策を明らかにせず水質浄化をサンルダムに依存するという考え方をもってすれば、最初にダムありきと批判されてもやむをえないのではないのでしょうか。開発局の見解を示していただきたい。

4. サクラマスが減少していないのに真敷別地点の正常流量が維持されていないという説明は納得できません

第16回委員会資料—2（追加資料その13）では正常流量が下回った日数を記述した表が示されました。これをみると、1～3月ではほとんど半分以上が正常流量を下回っていますが、サクラマス遡上期の8～12月ではとくに1994年以降は正常流量を下回っている日は少ないことが明らかにされています。正常流量を下回る日数が多ければサクラマスなどサケ類資源に悪影響を与えるというのが開発局の説明でした。サンル川のサクラマス資源が減少しているという報告はないので、現状では正常流量は維持されていると見るのが妥当です。私どもは冬季（1～3月）の維持流量（4.8m³/s）は過大であると述べてきました。冬季にほとんど正常流量が維持されていないのにサクラマス資源に影響を与えていない実態は、開発局による冬季の正常流量設定が過大であることを示していると考えています。これについての開発局の説明を求めます。

理

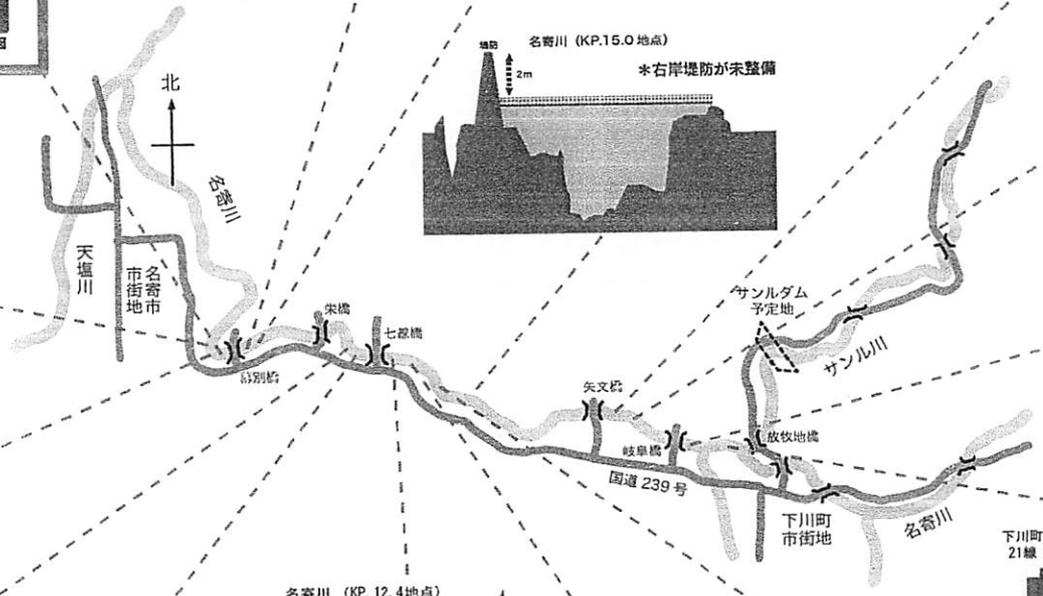
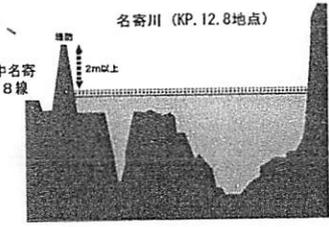
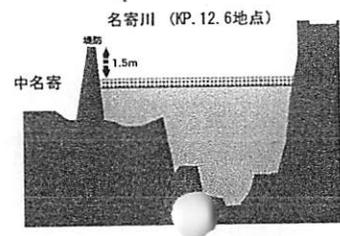
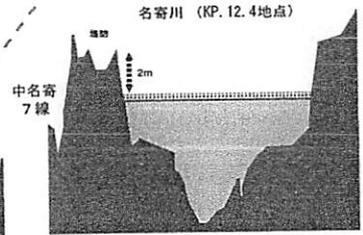
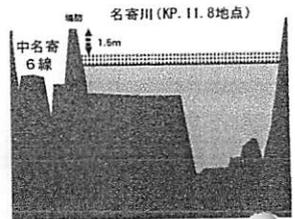
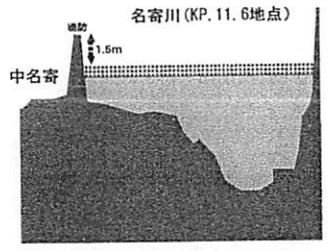
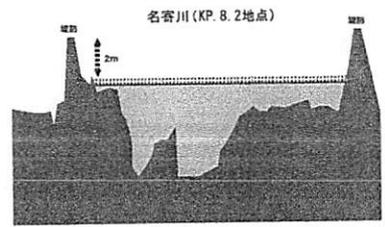
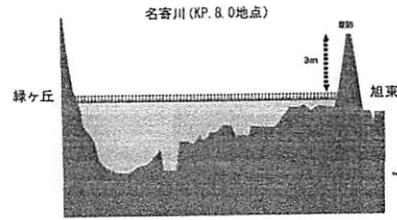
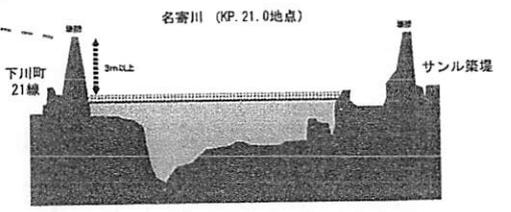
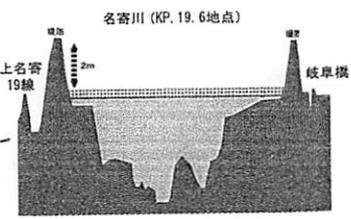
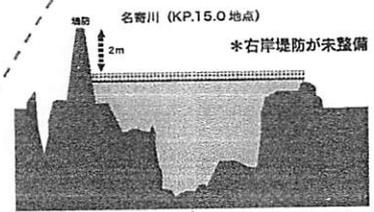
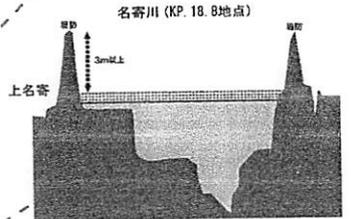
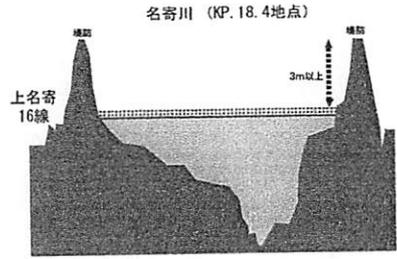
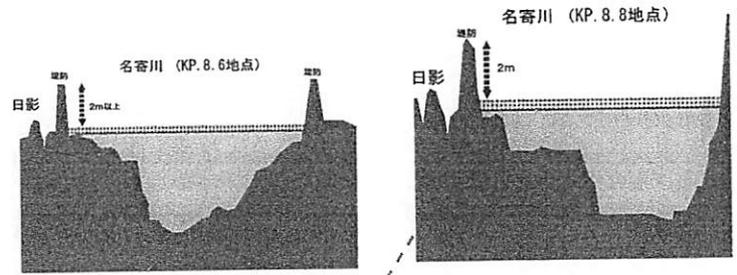
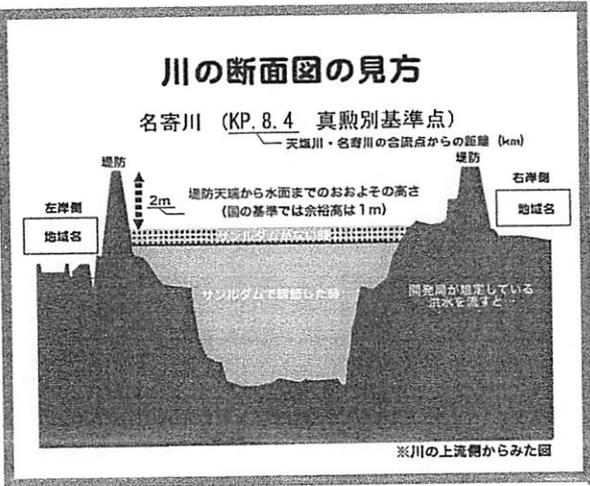
1. サンルダムの水の滞留時間は長いので、サクラマススモルトは降下できない危険性が高いという指摘への回答を求めます

私どもは、開発局も使用しているアメリカのコロンビア川のダム資料について、サケは魚道である程度遡上できても、稚魚はダム湖に滞留して降下できず、資源量が大幅に減少したことを紹介してきました。サンルダムでも同様なことが生じる危険性を指摘してきましたが、この点についての回答がありません。この点についての開発局から回答を求めます。

2. サンルダムによる日本海のサクラマス資源への影響についての回答を求めます

流域委員会では専門家から、天塩川のサクラマス資源が日本海のサクラマス資源を支えている可能性が述べられました。現在、日本海のサクラマス資源は減少の一途をたどっています。サンルダムがサクラマス資源に悪影響を与えた場合も想定しなければなりません。その場合、サンルダムが日本海サクラマス資源に与える影響についての開発局の考えを示していただきたい。

資料1 名寄川の流下能力

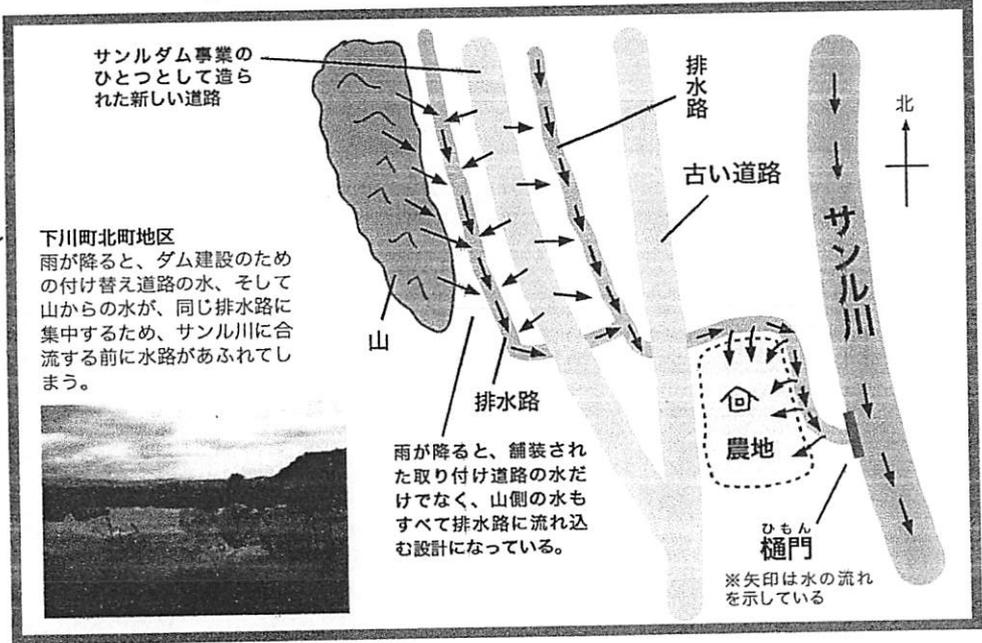


※各地点の水位は、北海道開発局による真敷別観測所の水位流量資料に基づく推算値

資料 2 2006.10 浸水被害状況



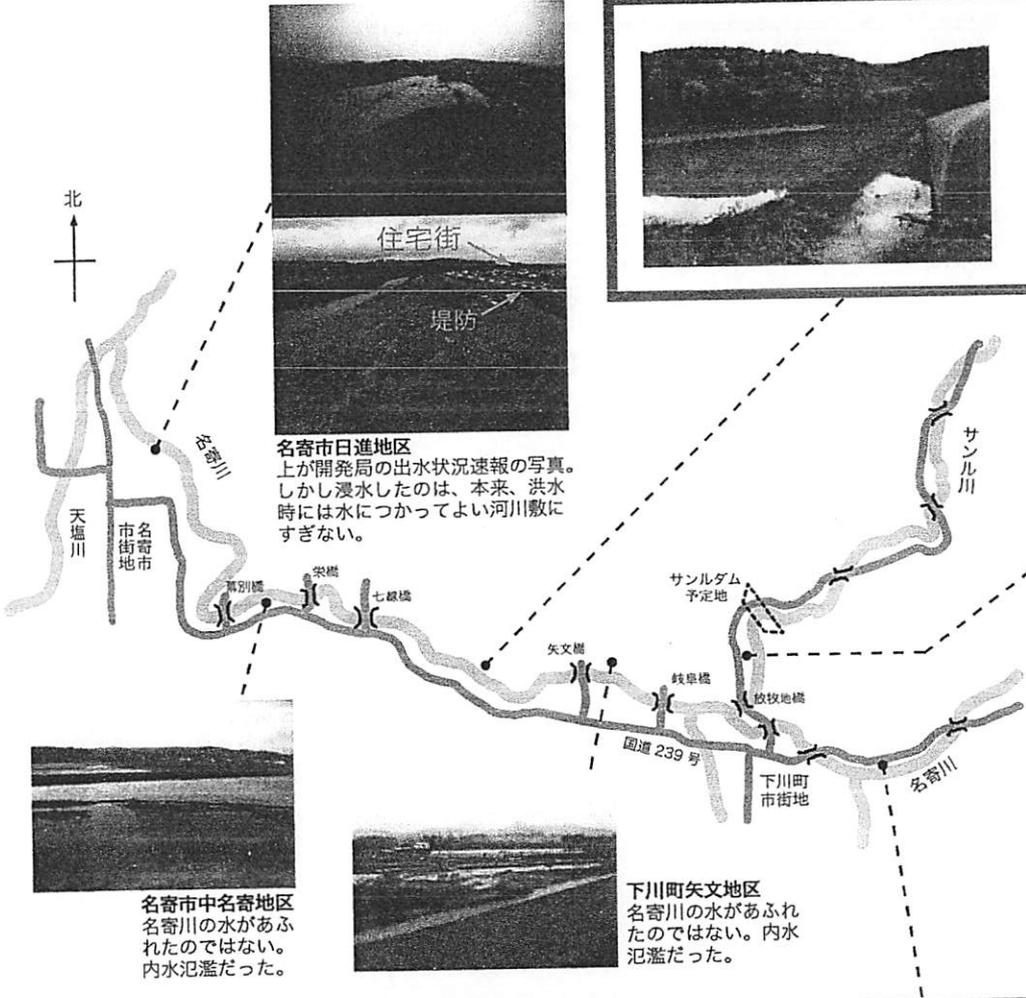
下川町上名寄地区
 右岸堤防が未整備のため名寄川の
 水が氾濫した。川岸の盛土も浸食
 を受けている。サンルダムを建設
 しても、整備目標の洪水では浸水
 を免れられない。早急な対策が必要。



下川町北町地区
 雨が降ると、ダム建設のため
 の付け替え道路の水、そして
 山からの水が、同じ排水路に
 集中するため、サンル川に合
 流する前に水路があふれてし
 まう。

雨が降ると、舗装され
 た取り付け道路の水だけ
 でなく、山側の水も
 すべて排水路に流れ込
 む設計になっている。

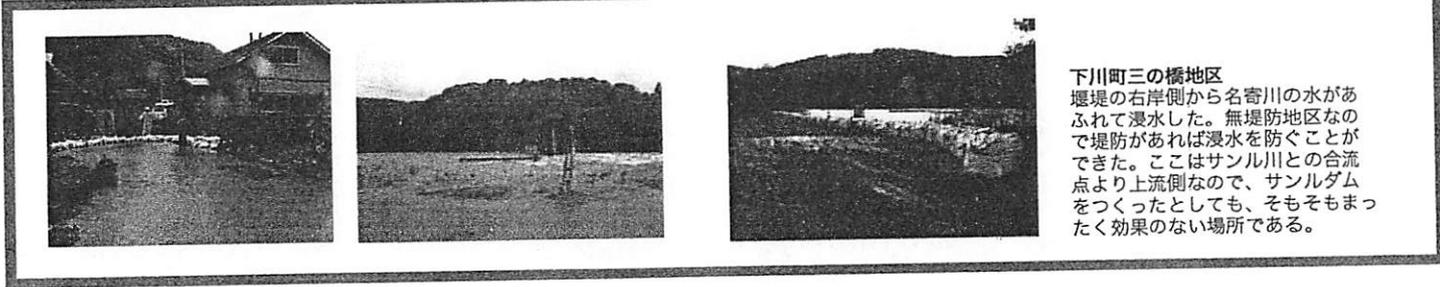
※矢印は水の流れ
 を示している



名寄市日進地区
 上が開発局の出水状況速報の写真。
 しかし浸水したのは、本来、洪水
 時には水につかってよい河川敷に
 すぎない。

名寄市中名寄地区
 名寄川の水があふ
 れたのではない。
 内水氾濫だった。

下川町矢文地区
 名寄川の水があふれ
 たのではない。内水
 氾濫だった。



下川町三の橋地区
 堰堤の右岸側から名寄川の水があ
 ふれて浸水した。無堤防地区な
 ので堤防があれば浸水を防ぐこと
 ができた。ここはサンル川との合流
 点より上流側なので、サンルダム
 をつくったとしても、そもそもま
 たく効果のない場所である。

※写真の一部は北海道開発局の
 「低気圧による天塩川の出水状
 況 (速報版)」より転載

天塩川流域委員会の運営に関する申し入れ

私たちは、天塩川流域委員会が議事録全文公開しないなど問題点を指摘してきましたが、第 17 回流域委員会を傍聴して、貴殿の委員会運営には今まで以上に大きな問題があると認識しました。この委員会の審議事項は次の二つです。

- (1) 天塩川河川整備計画の案に関する北海道開発局長(以下「局長」という。)への意見
- (2) 天塩川河川整備計画の案に係る住民等からの意見聴取の結果に関する局長への助言

ひとつは河川整備計画についての意見を取りまとめることです。もうひとつは住民からの意見聴取を受けてそれについてのとりまとめです。

これらを考慮して以下に 3 点の申し入れを致します。次回の第 18 回委員会において貴殿の見解を明らかにすることを求めます。

1. 住民等からの意見聴取に関する問題点

まず、(2) 項の問題について述べます。委員会は一度意見聴取会を行いました。これは単に意見を聴くということで、それに対する回答およびやりとりがなく、当然とりまとめもありませんでした。私たちは再三にわたって流域委員会に対して私たちの疑問や意見に答えるよう申し入れを行いました。聞き入れられることがなく、今年 3 月に私たちの考えをまとめて冊子を作成しました。これについても冊子を作成した人たちを委員会に呼ぶことを拒否しました。そして、次でも述べますが貴殿はこの 12 月には委員会を終了させたいと述べました。これではこの委員会は住民等からの意見聴取の取りまとめを放棄したと言わざるを得ません。このようなことが許されるのでしょうか。私たちはこのまま私たちの意見を聴くことなく委員会が進行するならば、この問題をマスコミなど社会に問題としていかざるを得ないと考えています。

2. 現時点で流域委員会を終了させる条件はありません

貴殿は、第 17 回委員会で 12 月までにこの委員会を終了させたいと発言しました。また、複数の委員からも任期の終わる 12 月までに終了してほしいとの要望も出されました。その多くの理由は、忙しいことやもう長年委員会が続いていることによるものでした。ならば、この委員の希望を採り入れて、12 月に委員を交代すれば済むことです。しかしながら貴殿が理由も示さずに 12 月に委員会を終了させたいと発言したことは重大な問題です。

なぜなら、この流域委員会には期限は設定されていません。十分意見が出されて、できればまとめた意見を開発局長へ提出すると判断されたときがおそらく期限と考えられます。しかし、実態はそのようにはなっていません。別紙 第「18 回天塩川流域委員会への申し入れ」で述べるように、治水、利水、環境のどの項目をとっても重要な問題点について疑問が解明されていません。なぜ、17 回にわたる委員会を開いてもこのようなことになっているのでしょうか。私たちは、1. で述べたように住民等の意見を聴かずに委員会

を進行させてきたことに大きな原因があると考えています。開発局と流域委員会が初めから住民等の意見に耳を傾け、わかりやすい資料を提出していれば審議は円滑に進行したものであると思われま。このような委員会運営のまずさは、17回委員会に至って初めて、治水の基本である計画高水位の問題点が疑問点として出されたことに象徴されています。貴殿は今後、今まで出された意見についてまとめていきたいと述べていました。議事運営として、まずは今まで出されている疑問についてひとつひとつ解明していくことが前提です。それらの疑問が解消した時点で、まとめの論議に進むべきです。土台があやふやなのの上に乗る上に家を建てるわけにはいきません。現時点で流域委員会の期限を述べた見解を撤回するよう申し入れます。

3. 資料要請は委員長の任務

天塩川流域委員会設置要領には「委員長は、必要があると認めるときは、専門家、地域住民等からの意見聴取、関係資料の提出その他必要な措置を講ずることを局長に要請することができる。」と述べられています。資料の場合には、プライバシーに関係することなど、資料請求できないと考えられる場合以外には資料請求すべきと考えられます。しかし、第17回委員会では、委員から何ら問題のない資料請求があったことに対して、委員にはかり、結局資料請求要請の件は次回に検討する、という結論をだしました。資料請求の必要がないという理由は、議事が長引くからというものでした。このような理由で資料請求を引き伸ばすことは本来許されないのではないのでしょうか。委員が資料請求を要請した場合には、明白な請求拒否理由がない限り委員長が開発局に要請すべきであり、それが委員長の任務です。

平成 18 年 10 月 24 日

サンルダム建設を考える集い

下川自然を考える会

名寄サンルダムを考える会

北海道の森と川を語る会

大雪と石狩の自然を守る会

旭川・森と川ネット21

環境ネットワーク旭川・地球村

遊楽部川の自然を守る会

北海道自然文化ネットワーク

サンル川を守る会

北海道自然保護連合

市民森づくりクラブ

社団法人 北海道スポーツフィッシング協会

社団法人 北海道自然保護協会

(申し合わせにより捺印は省略させていただきます)